2026年6月11日の理事会にて確認済み

# 役員等報酬支給規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人東洋学園（以下「学園」という）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（２）常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

（３）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

（４）役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

（５）費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、常勤の職員と兼務する者は支給しない。

（１）常勤の役員　　報酬、役職手当、賞与、退職金

（２）非常勤の役員　　報酬

（３）評議員　　報酬

（報酬等の額の算定方法）

第４条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

（１）報酬 別表第１に定める額

（２）役職手当　別表第２に定める額

（３）賞与 別表第３に定める額

（４）退職金 別に定める「役員退職金規程」による

２　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第４に定める額とする。

３　評議員に対する報酬の額は別表第５に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

（１）報酬 毎月２５日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に繰り上げ支給する）

（２）賞与 毎年７月、１２月及び３月

（３）退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後１か月以内

２　非常勤の役員に対する報酬は、別表４に定める金額を上限として、毎年７月、１２月に支給する。

３　評議員に対する報酬は、別表５に定める額を上限として、毎年１２月に支給する。

４　報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

５　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費　用）

第６条　役員等が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第７条　新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第８条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額が５０銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が５０銭以上であるときは、これを１円に切り上げるものとする。

（公　表）

第９条　この法人は、この規程をもって、私立学校法第６３条の２第４号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補　則）

第10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改　廃）

第11 条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附　則

この規程の改廃は理事会の議による。

平成　元年４月１日

平成　４年４月１日　改訂

平成２３年４月１日　改訂

令和　２年４月１日　改訂

令和　５年４月１日　改訂

2026年6月11日の理事会にて確認済み

令和　７年４月１日　改訂
なおこの規程の施行に伴い、規程の名称を「役員等報酬規程」に変更する。

別表第１
常勤の役員の報酬月額　　（円）

| 号俸 | 理事長 | 常任理事 |
|---|---|---|
| 1 | 800,000 | 227,000 |
| 2 | 950,000 | 355,000 |
| 3 | 1,100,000 | 482,000 |
| 4 | 1,250,000 | 630,000 |
| 5 | 1,400,000 | |
| 6 | 1,550,000 | |
| 7 | 1,700,000 | |
| 8 | 1,850,000 | |
| 9 | 2,000,000 | |
| 10 | 2,150,000 | |

別表第２（常勤の役員の役職手当）　　（円）

| | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 理事長 | 300,000 | 450,000 | 600,000 | 750,000 | 900,000 |
| 常任理事 | 50,000 | 100,000 | | | |

別表第３（常勤の役員の賞与）

| | |
|---|---|
| 7月　夏季賞与 | 第４条第１号及び第２号×1.5ヶ月分 |
| 12月　冬季賞与 | 第４条第１号及び第２号×2ヶ月分 |
| 3月　期末賞与 | 第４条第１号及び第２号×1ヶ月分 |

別表第４（非常勤の役員の報酬）
（１）理事　　（円）

| | 年額 |
|---|---|
| 理事 | 530,000 |

（２）監事　　（円）

| | 年額 |
|---|---|
| 監事 | 1,000,000 |

2026年6月11日の理事会にて確認済み

別表第５（評議員の報酬）

評議員　　（円）

| | 年額 |
|---|---|
| 評議員 | 300,000 |